

2026年（令和8年）3月7日

高市早苗内閣総理大臣殿  
平口洋法務大臣殿

殺人事件被害者遺族の会・宙の会  
会長 小林賢二 代表幹事 高羽悟  
他 21事件被害者遺族一同

## 陳 情 書

～殺人未遂及び死亡ひき逃げ事件に対する公訴時効廃止について～

平成22年4月27日、刑事訴訟法が改正され、殺人罪など人を死亡させた犯罪であって死刑に当たるものについて公訴時効が廃止となりました。

前年の2月28日に殺人事件被害者遺族の会：宙の会を設立した私たちは、第一に時効制度廃止に向けて、署名提出等先陣を切って奔走しました。

時効廃止15年を経て、時効の節目記事散見される中、俄かに生命にかかわる重大犯罪の時効問題がクローズアップされつつあることを実感しつつ廃止法案成立時の「付帯決議」に、なお道半ばであることを痛感しました。

### ○ 平成22年刑法及び刑事訴訟法改正案に対する付帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一・三・五・六（略）

二 ～犯人の早期検挙のため、初動捜査を始めとする捜査態勢の充実・強化を図りつつ、捜査技術の開発向上等に努めることにより、捜査力をより一層向上させること。

四 性犯罪やひき逃げ事案等、人を死亡させた犯罪以外の犯罪についても、事案の実態や犯罪被害者等を含めた国民の意識を十分に踏まえつつ、公訴時効を含めた処罰のあり方についてさらに検討すること。

公訴時効廃止から15年、上記の付帯決議事項を、政府はどれほど格段の配慮をもって対処してきたでしょうか？

例えば二の「早期検挙のため～捜査技術の開発向上等に努めることにより、捜査力を一層向上させること」、宙の会として長期未解決事件解決のためにDNA情報の捜査活用法案を要望しておりますが審査検討に至っておりません。

そして、四の「人を死亡させた以外の犯罪についても～公訴時効を含めた処罰の在り方検討すること」、公訴時効は「人を死亡させた罪」であって犯罪の結果に視点を置いた判断となっています。確かにどこかで線引き判断をしなければならぬところと存じますが、殺意をもって犯行に及び被害者が一命をとりとめ重篤に至った殺人未遂罪や、殺意がなくても死亡ひき逃げのように明らか

に人を撥ねこのまま放置したら死に至るかもしれないと認識しながら逃走する（死に至ってもかまわないという未必の故意？）行為は、逃げ続けたら処罰されないという線引きとなり、国民の意識としては大いに違和感を抱くところと考えます。

宙の会設立時に、殺人事件以外の医療過誤事件で重篤の患者になった被害者等、犯罪行為によって人生が非日常の生活に陥った相談にいくつか接しました。殺人事件被害者遺族の会としては、先ずはかけがえのない命を奪った殺人罪について、時が来れば処罰されないという時効問題を最優先に取り組み、法案審議の過程で遡及問題や罪刑範囲の問題は検討されるだろうという判断の下活動して参りました。結果において、公訴時効廃止法案は成立したものの、付帯決議に示された「格段の配慮」は残念ながら苛立ちの渦中にあります。

昨年秋、宙の会ホームページに、時効となった強盗殺人未遂事件の被害者家族からメールが寄せられました。その方を取材された報道記事で「殺人事件の遺族会（内容から宙の会と受け止めました）には立場が違うので参加できず、繋がれない孤独感を覚える」という文言と、被害者の「死ねばよかったのか」という言葉に動かされ、宙の会として被害者宅を訪問して面談を致しました。

事件から23年、介護を受けながらの車椅子人生でした。二人組の拳銃を持った犯人の襲撃を受け、現金輸送中の被害者は頸椎損傷の自立不能状態の重篤患者となりました。犯人は未検挙のまま15年後に時効となりました。

家族の介護そして被害者は会社のバリアフリー支援を得て頑張っている状況ですが、法的には、刑事法において時効（犯人が海外逃亡なら時効中断）、民事法においては発生から20年経過で賠償請求権も消滅し、家族は犯人の逃げ得状態に納得いかず、警察そして政府及び県議会、さらに被害者団体や弁護士等関係機関に対して、同じような被害者の方の立場も考慮して、多方面にわたる請願等可能な限りの奔走をしております。

宙の会として何ができるか！

せめて、この陳情をもって殺人事件同等の法益被害を被った方々に、時効廃止が適用され今後は償わせる道が開かれたと伝えたい。そしてまた、民事法においても賠償請求権は消滅せず、賠償判決が示された場合には代執行制度が整備されて逃げ得の道は閉ざされたと伝えられるよう頑張る決意です。

車椅子被害者の方との別れ際、「我々も頑張るけど、Yさんもあきらめないでください」と握手を交わしました。しっかりと目を合わせ、強い握力でしたが、一瞬目を伏せて力が弱まりました。あきらめの弱さが見えました。

神仏を超える熱量を示せるのは、私たちの大義と見据えた活動の中にあると信じて、ここに「殺人未遂及び死亡ひき逃げ事件に対する公訴時効廃止について」陳情致します。

以上